

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園職員給与規程

	平成15年10月	1日規程第	8号
改正	平成15年12月	1日規程第	16号
	平成16年4月	1日規程第	22号
	平成16年7月	1日規程第	33号
	平成17年4月	1日規程第	39号
	平成17年7月	1日規程第	48号
	平成17年10月	2日規程第	53号
	平成18年4月	1日規程第	62号
	平成18年7月	1日規程第	66号
	平成18年10月	1日規程第	77号
	平成19年4月	1日規程第	82号
	平成19年7月	1日規程第	86号
	平成21年4月	1日規程第	120号
	平成21年12月	1日規程第	135号
	平成22年1月	1日規程第	138号
	平成22年10月	1日規程第	148号
	平成22年12月	1日規程第	149号
	平成23年4月	1日規程第	161号
	平成23年9月	1日規程第	169号
	平成24年4月	1日規程第	173号
	平成24年6月21日	規程第	179号
	平成24年7月	1日規程第	182号
	平成24年10月	1日規程第	185号
	平成25年3月	1日規程第	188-2号
	平成25年4月	1日規程第	202号
	平成25年10月	1日規程第	218号
	平成26年2月20日	規程第	220-2号
	平成26年11月28日	規程第	235号
	平成27年4月	1日規程第	237号
	平成28年2月10日	規程第	251号
	平成28年4月19日	規程第	256号
	平成28年7月	1日規程第	262号
	平成28年12月	1日規程第	264号
	平成29年1月26日	規程第	267-2号
	平成29年4月11日	規程第	273号
	平成30年1月11日	規程第	287号
	平成30年12月	3日規程第	302号
	平成31年4月	1日規程第	318号
令和	元年12月17日	規程第	332号

令和	2年	4月	1日	規程第338号
令和	3年	4月	1日	規程第359号
令和	4年	4月	1日	規程第391号
令和	4年	7月	1日	規程第397号
令和	4年	12月	1日	規程第407号
令和	5年	8年	24日	規程第420号
令和	6年	1月	1日	規程第421号
令和	6年	3月	27日	規程第424号
令和	6年	10月	1日	規程第459号
令和	7年	3月	19日	規程第465号
令和	7年	4月	30日	規程第479号

第 1 章 総 則

(総 則)

第1条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の職員（第29条を除き以下「職員」という。）の給与の支給については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(給与の支給)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 基本給は、本俸、本俸の調整額、扶養手当、地域手当及び広域異動手当とする。
- (2) 諸手当は、役職手当、医師初任給調整手当、医師特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当、住居手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、夜間看護手当、夜間特殊業務手当、防疫等作業手当、医師オンコール手当及び特別手当とする。

2 職員には、正規の勤務日が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園就業規則（平成15年規程第5号。以下「就業規則」という。）第14条第2号から第4号までに規定する休日（以下「休日」という。）にあたっては正規の給与を支給する。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令若しくは別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、職員の給与の支払いは、本人が希望する金融機関に口座振込で行うことができる。

(給与の支給日)

第4条 職員の給与（特別手当を除く。）は、毎月15日（その日が休日にあたるとき

は、その日以降においてその日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。)に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(給与の支給方法)

第5条 職員の給与は、前条の支給定日において、当月分の基本給、役職手当、医師初任給調整手当、医師特別調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び住居手当並びに前月分の時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、夜間看護手当及び夜間特殊業務手当、防疫等作業手当、医師オンコール手当を支給する。

(給与台帳)

第6条 職員に対して給与の支払いをするときは、そのつど別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第 2 章 基 本 給

(本 俸)

第7条 各職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第8条 職員の本俸は、月額とし、一般職本俸表（別表第1）、医療職本俸表（別表第2の1～3）及び福祉職本俸表（別表第3）に定める級号俸による。

2 各本俸表の適用範囲は、それぞれ当該本俸表に定めるところによる。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを本俸表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準は、別に定める。

4 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園暫定再任用職員の勤務及び給与に関する規程（平成26年2月20日規程第220号。以下「暫定再任用規程」という。）第2条及び第4条第1項第1号の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常勤職員」という。）の本俸は、その者に適用される本俸表の定年前再任用短時間・暫定再任用の欄に掲げる本俸月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 暫定再任用規程第2条及び第4条第1項第2号の規定により採用された職員（以下「暫定再任用非常勤職員」という。）の本俸は、その者に適用される本俸表の定年前再任用短時間・暫定再任用の欄に掲げる本俸月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、40時間に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額とする。

6 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園定年前再任用短時間勤務職員の勤務及び給与に関する規程（令和6年3月27日規程第428号）第2条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の本俸月額は、その者に適用される本俸表の定年前再任用短時間・暫定再任用の欄に掲げる本俸月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、40時間に対する1週間当

たりの勤務時間の割合を乗じて得た額とする。

- 7 第1項の本俸は、職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後については、当該職員の受ける級号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。
- 8 就業規則第50条の4に規定する管理職員以外への降任等をされた職員であって、当該管理職員以外の職員への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き第8条第1項の本俸表の適用を受ける職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の受ける本俸（以下「特定日本俸」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本俸に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本俸」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける本俸のほか、基礎本俸と特定日本俸との差額に相当する額を本俸の月額として支給する。

（本俸表を異にする異動）

第9条 本俸表の適用を異にして異動した職員の異動後の本俸は、原則として異動後の職務に従前から従事していたものとみなし、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して決定する。

（初任給）

第10条 新たに採用された職員の初任給は、次の表の左欄及び中欄に掲げる職員及び学歴の区分に従い、当該右欄に掲げる基準により決定する。

職員区分		学歴区分	初任給の基準
一般職本俸表の適用を受ける職員		高等学校卒業	1級 1号
		短期大学卒業	1級 9号
		大学卒業	1級 21号
医療職を本俸表の職員	医療職本俸表（一）	大学（医学部）卒	1級 5号
		大学院博士課程終了	1級 25号
	医療職本俸表（二）	高等学校卒業	1級 1号
		短期大学2卒業	1級 11号
		短期大学3卒業	1級 17号
		大学卒業	2級 1号
医療職本俸表（三）	看護師養成所3卒業	2級 5号	
	看護師養成所2卒業	2級 1号	
	准看護師養成所卒業	1級 1号	

福祉職本俸表の適用を受け る職員	高等学校卒業	1級 1号
	短期大学卒業	1級 9号
	大学卒業	1級 21号

- 2 前項の表に示された学歴以外の学歴等を有する者及び採用までに1年以上の経験をする者にかかる初任給は、別に定める基準に基づく調整を加えて決定するものとする。
- 3 前2項により定められる初任給が、部内の均衡等を著しく失すると認められる場合においては、その事情を勘案し、前2項の規定によらないで初任給を定めることができる。

(昇給及び昇給日)

第11条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に同日前1年間に於けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職本俸表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職本俸表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（以上「特定職員」という。）にあっては、3号俸）となることを標準として次条に定める基準に従い決定する。

(昇給区分及び昇給の号俸数)

第12条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

- 2 前項の定めによる昇給区分ごとの昇給の号俸数は、下表の昇給号俸数表に定める号俸数とする。

なお、55歳以上の者にあつては、「55歳以上」の欄を適用する。この場合、医療職本俸表（一）の適用を受ける職員にあつては、「55歳以上」とあるのは「57歳以上」とする。

昇給区分	昇 給 号 俸 数 表		
	特定職員	一般の職員	55歳以上
A	8以上	8以上	2以上
B	6	6	1
C	3	4	0

D	2	2	0
E	0	0	0

- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。
- 4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号以降において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D
 - (2) 基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
 - (3) 基準期間において、減給の処分又は戒告の処分を受けた職員 D
 - (4) 基準期間において、訓告の矯正措置を受けた職員（矯正措置の対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められたものを除く。） D
 - (5) 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員 D
 - (6) 基準期間において、停職の処分又は減給の処分（第3号に規定するものを除く。）（処分の対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められたものに限る。）を受けた職員 E
 - (7) 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員 E
 - (8) 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当すると認められる職員 D
 - (9) 前号に掲げる職員でその態様が著しいもの E
- 5 理事長は前項の規定により昇給を決定することとする職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員区分より上位の昇給区分に決定することができる。

（最高号俸を受ける職員の昇給停止）

第13条 職員の号俸がその属する職務の級のうちの最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は昇給しない。

（昇格及び降格）

第14条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の本俸表の上位の職務の級に変更することをいう。）させた場合のその職員の号俸は、その者に適用される本俸表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表（別表第4）の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

- 2 当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 職員を降格（職員の職務の級を同一の本俸表の下位の職務の級に変更することをいう。）させた場合におけるその職員の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。
- 4 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 5 理事長は、前各項の規定により職員の号俸を決定することが他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その職員の号俸を決定することができる。

（日割計算）

第15条 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇格等により本俸額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた本俸を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで本俸を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで本俸を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本俸を支給する場合であって月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額はその月の日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算した額とする。

（本俸の調整額）

第16条 本俸の調整額は、のぞみの園の利用者に対して直接支援・援助等にあたる別表第5（職種別適用区分表）の職員区分欄に掲げる職員に対し、その職務の困難性、勤労条件等に応じて他の職員と給与の調整を図るため支給するものとする。

- 2 本俸の調整額の月額は、当該職員（次項に掲げる職員を除く。）に適用される本俸表及び職務の級に応じて別表第5の2（調整基本額表）に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5（職種別適用区分表）の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。この場合、第8条第7項又は同条第8項の規定の適用を受ける職員については、当分の間、「掲げる調整基本額に」とあるのは「掲げる調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に」とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員の本俸の調整額は、別表第5の2（調整基本額表）に掲げる調整基本額にその者にかかる別表第5（職種別適用区分表）の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、40時間に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第17条 扶養手当は扶養親族のある職員（暫定再任用短時間勤務職員、暫定再任用常勤職員及び暫定再任用非常勤職員を除く。）に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本俸表の適用を受ける職員でその職務の級が9級である者（以下「一般職本俸表9級職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号の1に該当する者であって他に生計の途がなく主としてその職員に現に扶養されているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 満60歳以上の父母及び祖父母

(6) 父が死亡したとき、又は父が満60歳以上であるときの満60歳未満の無職の母

(7) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者（ただし、一般職本俸表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者（以下「一般職本俸表8級職員」という。）の配偶者は除く。）については3,000円、父母等については1人につき6,500円（一般職本俸表8級職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給）

第18条 新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表9級職員から一般職俸給表9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を別に定める扶養親族届により総務部長に届けねばならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職俸給表9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表9級職員にあ

っては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においては、その者が職員となった日、一般職俸給表9級職員から一般職俸給表9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表9級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職俸給表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職俸給表9級職員以外の職員から一般職俸給表9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表9級職員となった日、扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族(一般職俸給表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、その支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実の生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職俸給表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職俸給表9級職員が一般職俸給表9級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職俸給表8級職員が一般職俸給表8級職員及び一般職俸給表9級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表9級職員以外の者が一般職俸給表9級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で、第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表8級職員及び9級職員以外の者が8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 前各項に定めることのほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(地域手当)

第18条の2 地域手当は、国家公務員の例に準じて、別表第6に定める地域手当支給区分表の地域手当支給地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、本俸、本俸の調整額、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、別表第6に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号第2条第1項及び第2項に規定する独立行政法人及び特定独立行政法人（以下「独立行政法人」という。））に使用される者であった者が引き続き本俸表の適用を受ける職員となり理事長が指定する者は、当該異動の前日に在勤していた地域の地域手当の支給割合に達しない場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた期間が引き続き6か月を超えて在勤していた場合に限る。）は、当該職員に対して当該異動の日から3年を経過するまでの間、本俸、本俸の調整額、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の地域の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の地域の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の地域の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 前各項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(広域異動手当)

第18条の3 職員及び前条第3項に該当する者であつて理事長が指定する者が、異動の直後に在勤する勤務地と異動の前日に在勤していた勤務地の距離が60km以上であるときは、当該職員に対して、当該異動の日から3年を経過する日までの間、本俸、本俸の調整額、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に当該異動に係る勤務地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額を広域異動手当として支給する。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 広域異動手当を支給されることとなる職員が第18条の2の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

3 前各項に定めるもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

第 3 章 諸 手 当

(役職手当)

第 19 条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき、毎月支給するものとし、別表第 7 の 1 の役職区分表及び別表第 7 の 2 の役職区分表に定める職員の区分に応じ、当該支給月額欄に定める額を支給する。この場合、令和 6 年度末時点で役職手当を支給されていた職員が、令和 7 年度においても引き続き別表第 7 - 1 または別表第 7 - 2 と同じ役職区分の職員となる場合には、別表第 7 - 3 の役職区分表に定める職員の区分に応じ、当該支給月額欄に定める額を支給する。さらに、令和 6 年度末時点で役職手当を支給されていた別表第 7 - 2 下欄の職員が、令和 7 年度において別表第 7 - 2 上欄の職員となる場合には、別表第 7 - 3 最下欄に定める額を支給する。

2 第 1 項の規定による額が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園役員給与規程（平成 15 年規程第 6 号）第 3 条に規定する役員の俸給月額のうち最低の俸給月額と職員が受ける本俸及び扶養手当の月額の合計額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する役職手当の月額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。ただし、医療職本俸表（一）の適用を受ける職員の役職手当については、この限りでない。

3 第 1 項に定める職の二以上に任じられた職員に対する役職手当は、それらの職の一に対して支給し、その他の職に対するものとしては支給しない。

4 第 23 条から第 25 条までの規定は、別表第 7 の 1 の役職区分表に定める職員及び別表第 7 - 3 の役職区分表における課長職以上の職員には適用しない。

(医師初任給調整手当)

第 19 条の 2 医師初任給調整手当は、医師として採用された職員であって、医師の免許取得後の経過年数が 35 年以内の職員に支給する。

2 医師初任給調整手当の月額は、別表第 8 の支給期間の区分欄に掲げる期間のそれぞれに対応する支給月額欄の額とする。

(医師特別調整手当)

第 20 条 医師特別調整手当は、医師として採用された職員に対して支給する。

2 医師特別調整手当月額は、当該職員の受ける本俸、本俸の調整額、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 21 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等の利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満の職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満の職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満の職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満の職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満の職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満の職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満の職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満の職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満の職員

26, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満の職員

28, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満の職員

29, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上の職員 31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が150, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は通勤手当支給基準で定める。

(単身赴任手当)

第21条の2 国、独立行政法人、地方公共団体に使用される者であった者及び施設に使用される者であって理事長が指定する者が引き続き本俸表の適用をうける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から異動後ののぞみの園に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

ただし、配偶者の住居からのぞみの園に通勤することが、通勤距離等を考慮して、別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30, 000円（別の定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に70, 000円を越えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
- 5 前各項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(住居手当)

第22条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（借間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園宿舍貸与基準（平成15年基準第12号）の規定により宿舍を貸与されている職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第21条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が住居するための住宅（国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍そのた別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又は、これらと権衡上必要があると認められる者として別に定める者
- 2 住居手当の月額次各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも掲げる職員のうち該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額）
- 3 前各項に定めるもののほか住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(時間外勤務手当)

第23条 時間外勤務手当は正規の勤務時間外に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員に対し、その勤務した時間1時間につき、第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間外勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

- (1) 正規の勤務が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務
 - ア 1ヶ月60時間以下の時間外勤務 100分の125
 - イ 1ヶ月60時間を超える時間外勤務 100分の150
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

ア 1ヶ月60時間以下の時間外勤務 100分の135

イ 1ヶ月60時間を超える時間外勤務 100分の160

- 2 前項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、本俸月額と本俸の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（医療職本俸表（一）の適用を受ける職員にかかるものについては、この合計額に医師特別調整手当を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間の正規の勤務時間に52を乗じた数で除して得た額とする。

（休日給）

第24条 休日給は休日（就業規則第14条第2項の規定により振り替えられた日を含む。）において正規の勤務時間中勤務を命ぜられた職員に対し、その勤務した時間1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の135を支給する。

（夜勤手当）

第25条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間1時間につき第23条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の25を支給する。

（宿日直手当）

第26条 宿日直手当は、就業規則第39条第1項の規定により宿直又は日直の勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき6,100円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては21,000円）を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、上記に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 2 その宿直勤務が土曜日又はこれに相当する半日勤務の日に正規の勤務終了時から引き続き行われる場合にあつては、前項に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前各項の勤務は、第23条第1項、第24条及び前条の勤務には含まれないものとする。
- 4 虐待相談・通報受付等業務を命ぜられた職員に対して宿直を支給する場合にあつては、その勤務1回につき3,000円を支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第26条の2 第19条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員で同条第4項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日（就業規則第14条に規定する休日）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後十時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務

した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第一項に規定する場合

勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合

勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。

4 前各項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

5 前各項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(放射線取扱手当)

第26条の3 放射線取扱手当は、エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事する職員又は照射を受ける利用者を介助する職員に対し、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師である職員 エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事した月1月につき7,000円

(2) 上記以外の職員 照射を受ける利用者の介助に従事した月1月につき1,000円(当該職員の介助による被爆回数が月1月につき6回を超える場合については、その超える被爆回数1回につき100円を乗じて得た額を当該額に加算して得た額。)

(夜間看護手当)

第26条の4 夜間看護手当は、診療所に勤務する看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円

(2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円

(3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円

(4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

(夜間特殊業務手当)

第26条の5 夜間特殊業務手当は、生活支援部及び地域支援部に勤務する生活支援員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる介護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 1, 600円
- (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 1, 060円 (深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあつては、600円)

(防疫等作業手当)

第26条の6 防疫等作業手当は、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(理事長が認めたものに限る。)をいう。)の陽性者に接して行う介護の業務等に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であつて、心身に著しい負担を与えると理事長が認めるものに従事した場合にあつては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて理事長が定める額とする。

(医師オンコール手当)

第26条の7 オンコール体制(夜間及び土日祝日における入所利用者の急病やけがに対し、医師の自宅等において職員から電話等で病状報告を受け必要な指示等を行う体制)を命ぜられた医師には、その勤務1回につき、次の各号に掲げるオンコール体制の区分に応じ、当該各号に定める額を医師オンコール手当として支給する。

- (1) 夜間(17時30分から翌8時30分) 1回につき2,000円
- (2) 土日祝日(8時30分から翌8時30分) 1回につき4,000円

(特別手当)

第27条 特別手当は期末手当及び勤勉手当とする。

- 2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において、別に定める日に支給する。

これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(就業規則第45条第1項第3号に該当する休職職員、同規則第65条第4号による停職処分を受けていた職員及び退職後引き続いて国又は地方公共団体の職員となった職員を除く。)についても同様とする。

- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に国家公務員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分100
- (2) 5か月以上6か月 100分80
- (3) 3か月以上5か月 100分60
- (4) 3か月未満 100分30

- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあ

っては退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本俸月額、本俸の調整額の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(医療職本俸表(一)の適用を受ける職員にあっては、この額に医師特別調整手当の月額を加算した額。)とする。

- 5 前項の規定にかかわらず、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し、別表第9に掲げる職員については、前項に規定する合計額に、本俸月額、及び本俸の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職務の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額(次の表に定める地位にある職員にあっては、その額におのおの対応する割増率で算定した額を加算した額。)を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

管理監督の地位にある職員の本俸月額の割増率

職 務 の 区 分	割 増 率
事業企画局長、施設事業局長、各部長、次長	本俸月額の100分の20
課長、室長、支援調整役	本俸月額の100分の10

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において別に定める日に支給する。

- 2 前条第2項後段の規定は、前項の場合において準用する。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に職員の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額に、理事長若しくはその委任を受けた者が、職員の勤務成績に応じて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の総額は、それぞれの基準日において職員が受けるべきその者に属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び医師特別調整手当の月額の合計額の総額を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

勤 務 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60

3か月以上3か月15日未満	100分の	50
2か月15日以上3か月未満	100分の	40
2か月以上2か月15日未満	100分の	30
1か月15日以上2か月未満	100分の	20
1か月以上1か月15日未満	100分の	15
15日以上1か月未満	100分の	10
15日未満	100分の	5
零		零

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸月額及び本俸の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（医療職本俸表（一）の適用を受ける職員にあつては、この額に医師特別調整手当の月額を加算した額。）とする。

5 前条第5項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第4項」と読み替えるものとする。

第29条 国、独立行政法人又は地方公共団体の職員から引き続いてのぞみの園の職員となった者及び施設の職員から引き続いてのぞみの園の職員となった者で理事長が指定する者については、その者が国、独立行政法人、地方公共団体又は施設に在職した期間又は勤務した期間は、前2条に規定する在職期間又は勤務期間に含まれるものとする。

2 前2条に規定する在職期間及び勤務期間の算定に関し必要な事項並びに前2条に規定するもののほか期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（本俸の調整額等の支給）

第30条 本俸の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、医師初任給調整手当及び医師特別調整手当は本俸の支給方法に準じて支給する。

第4章 補則

（給与の減額）

第31条 就業規則第27条の規定により無届欠勤として取扱われる場合において、その職員に対する給与は第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項、第34条の2及び第34条の3第1項第3号の規定により給与額を減額する場合において、当該給与期間において勤務すべき全時間が無届欠勤若しくは介護休暇であった場合、又は本俸、本俸の調整額及び地域手当の額から減額すべき金額がその無届欠勤、介護休暇若しくは部分休業があつた給与期間に対する本俸、本俸の調整額及び地域手当の額より大であるか又はこれに等しい場合は、減額すべき給与額は、そ

の無届欠勤、介護休暇若しくは部分休業があった給与期間に対する本俸、本俸の調整額及び地域手当の額とする。

(欠勤者の給与)

第32条 職員が傷病により欠勤したときは、結核性疾患の場合にあつては、欠勤を始めた日から1年に限り、その他の傷病の場合にあつては欠勤を始めた日から6月に限り基本給の全額を支給しそれ以後の欠勤した期間については、扶養手当はその全額を、本俸、本俸の調整額及び地域手当の額はその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱い)

第33条 前条の規定にかかわらず、就業規則第58条第3項及び同規則第59条第2項の規定により出勤として取り扱われた職員並びに通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、又は疾病にかかり欠勤した職員に対しては、給与の全額を支給する。

(休職者の給与)

第34条 就業規則第45条の規定による休職者の給与については次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額から労働者災害補償保険法の定めるところに従い給付された休業補償の額を控除した残額を支給する。

(2) 職員が就業規則第45条の規定により休職を命ぜられた場合は、基本給及び期末手当（ウに掲げる場合は期末手当を除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

ア 同条第1項第1号の規定により休職を命ぜられた場合

当該休職期間が満2年に達するまでは100分の80とし以後無給

イ 同条同項第2号の規定により休職を命ぜられた場合

当該休職期間が満1年に達するまでは100分の80とし以後無給

ウ 同条同項第3号の規定により休職を命ぜられた場合 100分の60

エ 同条同項第4号の規定により休職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(介護休暇の給与の取扱い)

第34条の2 就業規則第35条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(育児休業等の給与の取扱い)

第34条の3 就業規則第21条第1項の規定に基づく育児休業等の承認を受けた職員の育児休業等の期間中の給与は次によるものとする。

(1) 育児休業の期間中は、給与は支給しない。

- (2) 育児休業の期間が月の途中で開始又は終了する場合の給与の日割計算については、第15条第4項を準用する。
- (3) 部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。
- 3 第27条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 4 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 5 前4項に定めるもののほか育児休業等に関する必要な事項は別に定める。

第35条 削除

(非常勤職員等の給与)

第36条 常時勤務に服することを要しない職員又は臨時に勤務する職員については、本規定の適用を受ける常勤の職員との均衡を勘案し別に定めるところにより、予算の範囲内で給与を支給する。

(端数の処理)

第37条 給与の各項目の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。ただし、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該全額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(実施要領)

第38条 本規定の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1. この規程は、平成15年10月1日から施行する。
2. のぞみの園の設立の際、心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の職員であった者で、引き続きのぞみの園の職員に任命された者の協会の職員であった期間はのぞみの園の職員であったものとみなして、この規程の規定を準用する。
3. 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き協会本俸表の適用を受けていた職員のうち、基準日において55歳を超えている職員の昇給については、

第11条第4項本文の規定にかかわらず、58歳まで昇給させることができる。

4. 基準日前から引き続き協会本俸表の適用を受けていた職員のうち、基準日において53歳を超え、55歳を超えていない職員については、第11条第4項本文の規定にかかわらず、55歳に達した日後も、2回に限り昇給をさせることができ、基準日において50歳を超え、53歳を超えていない職員については、同項本文の規定にかかわらず、55歳に達した日後も、1回に限り昇給をさせることができる。ただし、基準日において53歳を超えていない職員のうち、休職、育児休業又は介護休暇等により、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が55歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。
5. 基準日以後に新たに協会本俸表またはのぞみの園本俸表の適用を受けることとなった職員のうち、のぞみの園職員退職手当支給規程（平成15年規程第9号）第6条の2第1項に規定する国家公務員等となり、国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続き職員となり、引き続き職員として在職している者（基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引続いて職員となった日（以下「復帰日」という。）までの間において、国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかった期間がないもの及び基準日前において国家公務員等として在職していたことがある者で、基準日前の直近の国家公務員等として在職していた日から当該引続いて職員となった日（以下「採用日」という。）までの間において、国家公務員等として在職していなかった期間がないものに限る。）で、基準日において50歳を超え、58歳を超えていない職員の55歳に達した日後における昇給については、前項本文の規定を準用する。ただし、基準日において53歳を超えていない職員のうち、復帰日又は採用日が55歳に達した日後である職員で復帰日又は採用日における俸給月額を決定する際の計算の過程においてこの項の規定による昇給をしたこととされたもの及び休職、育児休業又は介護休暇等により、復職時における本俸月額調整を受けた職員で、昇給したものとみなす時期が55歳に達した日後となるものには、この項の規定による昇給をさせることができない。

附 則

（施行期日等）

1. この規程は、平成15年12月1日から施行する。
（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
2. 平成15年12月に支給する期末手当の額は、本改正後の第27条第2項から第5項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - （1）心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）の職員であった者で、引き続き独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の職員となった者にあつては平成15年4月1日（同月2日から同年9月30日ま

での間に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日)において協会の職員として受けるべき本俸、本俸の調整額、扶養手当、役職手当、医師初任給調整手当、医師特別手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当(第21条の2第2項の別に定める額を除く。以下同じ。)の月額合計額(のぞみの園設立後に職員となった者にあつては新たに職員となった日において受けるべき本俸、本俸の調整額、扶養手当、役職手当、医師初任給調整手当、医師特別手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額)に100分の1.07を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同年4月から11月までの月額(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、協会またはのぞみの園の職員として在職しなかった期間がある場合は、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2)平成15年6月に協会の職員として支給された期末勤勉手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
3. 前項第1項に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(職務の等級の級への切替)

2. 平成21年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1(職務の等級の級への切替表)に掲げられている職務の等級号俸であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧等級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替)

3. 職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた旧等級号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2(職員の新号俸の切替表)に定める号俸とする。

(本俸の切替に伴う経過措置)

4. 職員の切替日に受ける本俸月額と地域手当の月額との合計額が切替日の前日において受けていた本俸月額に達しないこととなる職員には、平成25年3月31日までを限度として、本俸月額のほか、その差額に相当する額を支給する。

(平成22年4月1日における昇給の号俸数)

5. 平成22年4月1日の昇給における給与規程第12条の適用については、同条第2項の昇給号俸数表中「8以上」は「7以上」に、「4以上」は「3以上」に、「6」は「5」に、「4」は「3」に、「3」は「2」に、「2」は「1」に、「1」は「0」とする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年12月1日から施行する

2. 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年4月1日において第11条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の

号俸とする。

附 則

1. この規程は平成23年4月1日から施行する。
2. 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の別表第5（職種別適用区分表）の適用については、地域移行係に所属する生活支援員並びに特別支援課及び自立支援課の支援事務係に所属する生活支援員並びに歯科医師の調整数は、当該者が平成23年3月31日から継続して当該職に就いている者に限り、別表第5の調整数欄「2」を「3」とする。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は平成24年6月21日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2. 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間に在職する職員であって、平成24年3月1日に適用される本俸表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本俸表欄、職務の級欄及び号俸欄に該当する者にあつては、平成24年6月に当該職員に支給する期末手当の額は、本則第27条第2項から第5項までの規定により算定される期末手当の額から次の各号に掲げる額の合計額に相当する 額を減じた額とする。

（1）平成24年3月1日において当該職員に支給された本俸、扶養手当、役職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に12月を乗じて得た額。

（2）平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額。

本俸表	職務の級	号 俸
	2級	77号俸から125号俸まで
	3級	61号俸から113号俸まで
	4級	45号俸から 93号俸まで

一般職本俸表	5級	37号俸から 85号俸まで
	6級	29号俸から 77号俸まで
	7級	17号俸から 61号俸まで
	8級	5号俸から 45号俸まで
	9級	1号俸から 42号俸まで
医療職 本俸表(二)	2級	85号俸から105号俸まで
	3級	69号俸から113号俸まで
	4級	57号俸から105号俸まで
	5級	41号俸から 93号俸まで
医療職 本俸表(三)	1級	109号俸から169号俸まで
	2級	93号俸から153号俸まで
	3級	69号俸から125号俸まで
	4級	57号俸から113号俸まで
	5級	41号俸から 93号俸まで
福祉職本俸表	1級	105号俸から153号俸まで
	2級	81号俸から121号俸まで
	3級	57号俸から 93号俸まで
	4級	49号俸から 93号俸まで
	5級	37号俸から 85号俸まで
	6級	29号俸から 77号俸まで

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年4月1日における昇格及び昇給の特例)

2. 平成27年4月1日における昇格及び昇給については、改正前の給与規程を適用し、その昇給の場合の給与規程第12条の適用については、同条第2項の昇給号俸数表中「8以上」は「7以上」に、「4以上」は「3以上」に、「6」は「5」に、「4」は「3」に、「3」は「2」に、「2」は「1」に、「1」は、「0」とする。

(号俸の切替)

3. 前項の規定により得られた級号俸について、改正後の給与規程別表第1から別表第3までの同一の級号俸に平成27年4月1日に切替えるものとする。

(本俸の切替に伴う経過措置)

4. 前項の規定により決定した俸給月額が切替前の俸給月額に達しないこととなる者及び平成27年4月2日から平成30年3月31日までの間における昇格、昇給の適用後の俸給月額が切替前の俸給月額に達しないこととなる者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月11日に公布し、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

2. 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第17条第1項ただし書き及び第18条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第17条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者（以下「一般職俸給表8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族たる配偶者については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族たる子については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職俸給表9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表9級職員から一般職俸給表9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同条第1項第1号中「場合（一般職俸給表9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合は除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者ない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条第2項中「扶養親族（一般職俸給表9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあ

るのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表9級職員から一般職俸給表9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職俸給表9級職員以外の職員から一般職俸給表9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じたばあいにおいては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者ないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に掛かる扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出にかかるものがある職員であって配偶者及び扶養親族ある子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出にかかるものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子にかかる扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3. 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第17条第1項ただし書き及び第18条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第17条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職俸給表8級職員にあつては、3,500円、前項第2号」とあるのは、「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般職俸給表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表9級職員から一般職俸給表9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至ったものがある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般職俸給表9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは、「扶養親族」と、「なった日、

一般職俸給表 9 級職員から一般職俸給表 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定に届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表 9 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、一般職俸給表 9 級職員以外の職員から一般職俸給表 9 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表 9 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号または第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職俸給表 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

4. 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 17 条第 1 項ただし書並びに第 18 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 17 条第 3 項及び第 18 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般職俸給表 8 級職員」とあるのは「一般職俸給表 8 级以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職俸給表 9 級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表 9 級職員から一般職俸給表 9 級以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職俸給表 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職俸給表 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表 9 級職員から一般職俸給表 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表 9 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職俸給表 9 級職員以外の職員から一般職俸給表 9 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表 9 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職俸給表 9 級職員にあつては扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職俸給表 8 級職員が一般職俸給表 8 級職員及び一般職俸給表 9 級職員」とあるのは「一般職俸給表 8 级以上職員が一般職俸給表 8 级以上職員」と、同項第 6 号中「一般職俸給表 8 級職員及び一般職俸給表 9 級職員」とあるのは「一般職俸給表 8 级以上職員」と、「が一般職俸給表 8 級職員」とあるのは「が一般職俸給表 8 级以上職員」とする。

附 則

1. この規程は、平成30年1月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年4月1日において第12条の規定により昇級した職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規程は、平成30年12月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
2. 令和2年3月31日において支給されていた住居手当の月額（以下「旧手当額」という。）が2,000円を超える者であって、改正後の住居手当の月額が2,000円を超える減額となる者については、令和3年3月31日までの間、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年8月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年3月27日から施行し、令和6年4月1日より適用する。ただし、別表第1、別表第2-1、2-2、2-3及び別表第3については、令和5年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

1. この規程は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日より適用する。
2. 令和7年4月1日における改正前の本俸表から改正後の本俸表への切替については、別表第10によるものとする。